

「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」の概要

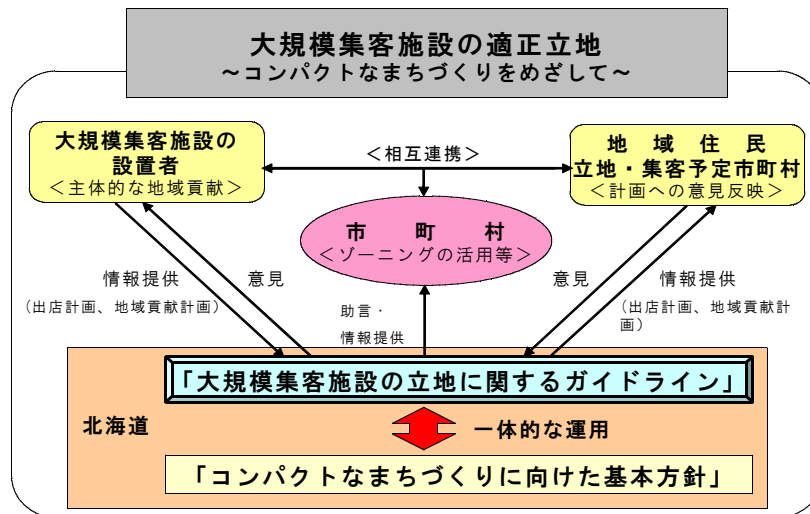
1 策定の背景

- ・ 本道の中心市街地は、長引く消費の低迷や経営者の高齢化、後継者不足、大規模集客施設の郊外立地や大型の空き店舗の発生などにより、その衰退に歯止めがかからない状況。
- ・ このため、道では、まちづくり三法の改正趣旨を踏まえながら、都市機能の郊外への拡大抑制と市街地への集約といった「コンパクトなまちづくり」を目指し、大規模集客施設の立地に関し、機動的かつ迅速な対応を図るため、ガイドラインを策定。

2 策定の目的

- ・ 市町村による「ゾーニングの活用」や、大規模集客施設の設置者による「市町村等との事前手続」と「主体的な地域貢献」を求めることにより、コンパクトなまちづくりの観点から、大規模集客施設の適正立地に寄与する。

＜ガイドラインの構成＞



3 市町村におけるゾーニングの活用等

(1) ゾーニングの活用等

特定用途制限地域、特別用途地区、地区計画制度の活用など

(2) 都市計画制度等の適切な運用

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した用途地域の変更など

4 大規模集客施設の設置者による主体的な地域貢献

【対象施設】 当面は、床面積1万㎡超の商業施設（小売店）
※1 商業施設（小売店）の用途に供する部分の床面積
※2 一体的な開発と判断される場合は、合計床面積1万㎡超あれば対象

(1) 出店計画書の届出

【届出時期】 開発行為許可、大店立地法等の手続開始の3か月前
【計画書内容】 立地予定場所、規模、施設の概要、集客範囲など
【手続の流れ】 届出、住民説明会、市町村等意見、知事意見、設置者対応

(2) 地域貢献計画書の届出

【届出時期】 施設の新設（増床）の3か月前（既設の場合は施行後6か月以内）
【計画書内容】 施設の概要、地域貢献活動の概要、担当窓口など
【手続の流れ】 出店計画書と同様

5 推進体制

- ・ 市町村や関係団体との連携
- ・ 庁内推進体制の整備（まちづくり推進会議にガイドライン部会を設置）